

農産物の環境負荷低減の「見える化」

Q&A

本資料は令和7年4月16日時点で更新作成したものです。
内容については、今後、随時更新することがあります。
あらかじめ御了承ください。

〈目次〉

【1 見える化の対象範囲】 1

- [1－1 簡易算定シートが考慮する対象範囲はどこからどこまでか。](#)
- [1－2 算定したい品目が対象になっていないので、追加してほしい。](#)
- [1－3 生物多様性保全の評価はコメのみとなっているが他の品目は対象とならないのか。](#)
- [1－4 簡易算定シートで算定した排出量等を取引先に報告してもよいか。](#)
- [1－5 今年、等級を取得したら来年の農産物にもラベルを表示できますか。](#)
- [1－6 簡易算定シートを海外で生産する農産物に適用することはできるか。](#)
- [1－7 海外への輸出を考えている。輸出する場合、等級ラベルの扱いについて留意事項はあるか。](#)

【2 温室効果ガスの算定の原則】 2

(温室効果ガスの計算)

- [2－1 標準値と比較して排出量が非常に大きく／小さく算定される。](#)
 - [2－2 栽培地域の違いによる GHG の排出量の差は反映されているか。](#)
- #### (グループの取組)
- [2－3 地域の取組としてサンプル抽出方式で行う場合、実際に何%からサンプルを抽出すればよいか。](#)
 - [2－4 グループ全体としての実態がわからない項目がある場合はどうしたらよいのか。](#)
 - [2－5 複数県の栽培データをまとめて算定してもよいか。](#)
 - [2－6 各取組について、地域でやっている人とやっていない人がいる。算定に当たり留意する点はあるか。](#)
 - [2－7 同じ品目を混ぜて販売したいのですが、栽培データ（圃場）によって星の数が様々。どのように表示したらよいか。](#)

(その他)

- [2－8 不耕起栽培による炭素貯留効果は評価できないのか。](#)
- [2－9 米栽培において中干し期間を慣行より長くするなど、温室効果ガス削減に貢献する取組が生物多様性保全と相いれない場合もあると思うが、そのような取組の実施により、生物多様性保全の評価にマイナスに働くことはあるか。](#)

【3 温室効果ガスのデータ入力】 4

(農薬・肥料)

- [3－1 市販／手作りの有機質肥料を使っている。N、P、Kの入力も必要か。](#)
- [3－2 ペレット堆肥を使っているの、重量が軽い。算定にあたり留意する点はあるか。](#)

- 3－3 希釈するタイプの農薬の場合、使用量は何を入力したらよいか。
- 3－4 有機 JAS 適合農薬を使っているが、これも入力が必要か。
- 3－5 有機質肥料は、たい肥として入力するようにとの記載があるが、有機 JAS 適合の 100%有機肥料（ぼかし肥料など）については、商品に N・P・K の比率がある場合も「たい肥」として入力してよいか。
- 3－6 購入種苗に含まれる肥料や使用された農薬は入力すべきか。
- 3－7 展着剤や成長調整剤、天敵農薬は「その他農薬」として入力が必要か。
- （プラスチック類）**
- 3－8 生分解性プラスチックを使用しています。その努力は反映されますか。
- 3－9 プラスチック資材はどのようなデータを指すのか。
- （化石燃料・電力使用量）**
- 3－10 バイオディーゼルやバイオガス、バイオエタノールなどバイオ燃料を使った場合、どのように入力すればよいか。
- 3－11 風力発電や太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した場合、どのように入力すればよいか。
- 3－12 LPG ではなく LNG を使っています。
- 3－13 家から圃場への移動や、肥料等資材の購入のための移動に係る自動車燃料等の使用量も、簡易算定シートに計上する必要はあるか。
- （その他）**
- 3－14 収穫量のデータが無いが、出荷量で代替してもよいか。
- 3－15 （米算定シートの）秋耕は具体的にいつまでにすき込めば、秋耕ありとしてもよいか。
- 3－16 入力データは、金額と使用量のどちらを使う方がよいのか。
- 3－17 複数の農産物を栽培しており、軽トラックの燃料等の使用量を品目ごとに把握していない。標準値を選択してよいか。
- 3－18 環境負荷低減の取組を行った項目のみ自らのデータを入力し、その他は標準値を選択して算定を行ってもよいか。

【4 温室効果ガスの算定結果の解釈】 7

- 4－1 算定結果が、10a あたりと 10kg あたりで星の数が異なっていた。どう解釈すべきか。
- 4－2 取組の前後で、作付面積あたりの温室効果ガス排出量は低減したが、生産物重量あたりの排出量が増加した。なぜか。
- 4－3 標準値と比較して、農地 10a あたりの温室効果ガス排出量は小さいが、農作物 10kg あたりの排出量は標準値より大きい。なぜか。

【5 ラベル表示・記述の併記】 8

(加工食品への表示)

- [5-1 GHG 削減に寄与する取組をした原材料を使用した加工食品に等級表示をすることは可能か。またその場合、別途の申請が必要か。](#)
- [5-2 等級を取得した農産物を他社で加工する。加工した者がラベル表示をすることは可能か。](#)
- [5-3 加工品（例えばレトルトカレー）を製造した場合、主な原材料に複数の見える化野菜を記載する場合の記載例、ラベル表示について教えてください。](#)

(記述等を併記する場合の留意点)

- [5-4 製品にラベルとともに〇%削減と記載することはできるか。](#)
- [5-5 登録番号の併記はどのようにしたらよいか。](#)
- [5-6 「農林水産省登録」と記載してよいか。](#)
- [5-7 「認証」と記載してよいか。](#)
- [5-8 農林水産省のロゴを一緒に表示してよいか。](#)
- [5-9 企業ロゴと一緒にラベル表示してもよいか。](#)

(表示主体について)

- [5-10 等級を取得した個人や会社名を製品に明示する必要があるか。](#)
- [5-11 商品へのラベル表示は農業者や農業者団体が行うべきか。](#)

(その他)

- [5-12 米を栽培している。生物多様性保全のラベルも必ず表示しなくてははいけないか。](#)
- [5-13 なぜ、生物多様性保全の評価だけでラベル表示することができないのか。](#)
- [5-14 「見える化」ラベルやチラシ、POP 等は農水省が提供しているのか。](#)

【6 運用全般】 11

- [6-1 ガイドラインには、信頼性確保の手段として、改善指導と景表法による措置命令の記載があるが、違いはなにか。](#)
- [6-2 不適切な表示を行った場合の罰則等はあるか。](#)
- [6-3 GHG 削減の等級表示における閾値は、削減率 5%以上で星 1 つ、10%以上で星 2 つ、20%以上とされていますが、将来的に変わる可能性はあるか。](#)
- [6-4 農業者が算定して等級ラベルを付けた農産物を販売した場合、販売者も等級の説明責任を求められるか。](#)
- [6-5 自己宣言による環境主張は、ISO14021 タイプ II 環境ラベル表示としてルール化されており、環境省が発行した「環境表示ガイドライン」に要件が整理されているとのことだが、見える化のガイドラインに基づいた等級ラベルは自動的に ISO や環境省ガイドラインにも従ったことになるか。](#)
- [6-6 算定や算定結果の報告をできるのは農業者や農業者団体のみか。](#)
- [6-7 見える化ガイドラインは GHG プロトコルとは直接的に関係あるか。](#)

6－8① Jークレジットを取得した。「見える化」の等級ラベルも表示することはできるか。

6－8② Jークレジット制度への参加を考えている。「見える化」の等級ラベルを表示することはできるか。

6－9 水稻を栽培している。自らの栽培に室効果ガス低減技術を取り入れる場合、留意することはあるか。

【1 見える化の対象範囲】

1-1 簡易算定シートが考慮する対象範囲はどこからどこまでか。

簡易算定シートの温室効果ガス算定の範囲は農産物の生産段階です。詳しくは、本ガイドライン第2部1(6)①(イ)を参照ください。

製品の原材料調達から廃棄に至る全ての段階（ライフサイクル）について評価したい場合は、このほかに、食品製造、流通、消費、廃棄・リサイクルの各工程から排出される温室効果ガス排出量も算定する必要があります。

1-2 算定したい品目が対象になっていないので、追加してほしい。

算定対象品目の追加については、ニーズや算定に必要な知見やデータの蓄積状況等を踏まえて検討しますが、現時点で具体的な品目や追加時期は決まっていません。現在の算定対象品目は、下記の観点を総合的に勘案し、選択したものです。

- ・ 営農統計等の必要情報の入手が可能であること。
- ・ 消費者への訴求の観点から、統計上の販売金額上位であること。

1-3 生物多様性保全の評価はコメのみとなっているが他の品目は対象とならないのか。

米は、水田での取組とそれによる保全効果が一定程度確認されていますが、その他の品目については、国内では知見の集積が十分ではないことから、現時点で、生物多様性保全の評価を追加する具体的な予定はありません。

1-4 簡易算定シートで算定した排出量等を取引先に報告してもよいのか。

排出量の算定に農林水産省の簡易算定シートを用いたことを明示的に示しつつ取引先に報告することは可能です。本算定シートの対象範囲は当該農産物の生産段階ですので、取引先が生産段階以外の工程（例えば収穫後の輸送過程）を含めた排出量を求める場合は別途データを入手する必要があります。

1-5 今年、等級を取得したら来年の農産物にもラベルを表示できますか。

翌年の農産物については、新たに算定が必要です。環境負荷低減の取組の「見える化」では、算定対象とする栽培期間を最大1年間としています。前作でみえるらべるの表示を行い、次期作にもみえるらべるを表示したい場合、改めて、次期作の農産物について算定、農林水産省への報告を行い、登録番号を取得する必要があります。なお、見える化の登録番号の冒頭部分は、番号が付与された年（暦年）となっています。

1-6 簡易算定シートを海外で生産する農産物に適用することはできるか。

本算定シートは日本国内を対象としており、使用している係数等が異なることから、海外で生産する農産物に適用することはできません。

1-7 海外への輸出を考えている。輸出する場合、等級ラベルの扱いについて留意事項はあるか。

「見える化」をした農産物の輸出に当たっては、輸出先国の環境表示に関する規制に触れないかを確認する必要があります。特に、欧米に輸出する場合、EUはグリーンクレーム指令に基づき、第三者検証機関による検証等が必要な場合があります。

また、みえるらべるの評価対象は、日本国内で栽培・収穫された農産物の生産段階における環境負荷低減（温室効果ガス削減・生物多様性保全）に限定され、収穫後の輸送等は含まないことに留意する必要があります。

【2 温室効果ガスの算定の原則】

2-1 標準値と比較して排出量が非常に大きく／小さく算定される。

入力値の単位が整合していない可能性があります。単位のプルダウンを正しく選択しているか、また、「/10a」と記載の入力欄に、面積当たりの数量ではなく全体数量を入力していないか等、確認をお願いします。

2-2 栽培地域の違いによる GHG の排出量の差は反映されているか。

地域の気候等の条件が異なることから、評価する農家の所在する地域の慣行栽培を想定した GHG の標準排出量と比較しています。

2-3 地域の取組としてサンプル抽出方式で行う場合、実際に何%からサンプルを抽出すればよいか。

サンプル抽出の場合の適切な抽出量は、対象とする地域内の取組のばらつきの程度等によります。実際の地域の取組の状況を鑑み、代表性を担保するよう、留意してください。

なお、簡易算定シートには、米の水田湛水方式や、残さの取扱いのように、複数の選択肢から一つを選択する必要がある入力項目があります。グループ全体の実態を反映する選択肢が分からない場合は、実態と乖離して環境負荷が低い評価とならないように、想定される範囲で環境負荷が大きくなるものを選択する等の工夫が必要です。

2-4 グループ全体としての実態がわからない項目がある場合はどうしたらよいか。

過度に緩い（実態と乖離して環境負荷が低い）評価とならないように、想定される範囲で環境負荷が大きくなる値を入力する等の工夫が必要です。

2-5 複数県の栽培データをまとめて算定してもよいか。

一つの標準値の区域を超えるエリアからの農産物を対象に一つの算定を行うことはできません。ただし、複数起源の製品をブレンドする場合、ブレンドする全ての農産物について算定を行った上で、最も低い等級を表示することは可能です。ブレンドする場合の扱いについて、詳しくは、本ガイドライン第2部3(1)⑨及び(2)⑤を参照してください。

2-6 各取組について、地域でやっている人とやっていない人がいる。算定に当たり留意する点はあるか。

地域での取組を算定する場合には、まとめて評価する場合には、いくつかの考え方があります。詳しくは、ガイドライン第2部3(1)⑧を参照ください。

2-7 同じ品目を混ぜて販売したいのですが、栽培データ（圃場）によって星の数が様々。どのように表示したらよいか。

複数の起源の製品をブレンドする場合の考え方は、ガイドライン第2部3(1)⑨を参照ください。

2-8 不耕起栽培による炭素貯留効果は評価できないのか。

不耕起栽培については、国内での実施事例は少なく、炭素貯留効果がまちまちで定量化が難しい状況です。そのため、現段階で、簡易算定シートでの効果の評価はできません。

2-9 米栽培において中干し期間を慣行より長くするなど、温室効果ガス削減に貢献する取組が生物多様性保全と相いれない場合もあると思うが、そのような取組の実施により、生物多様性保全の評価にマイナスに働くことはあるか。

本ガイドラインに基づく評価では、GHG削減と生物多様性保全はそれぞれ独立した別の評価軸を設定しています。

このうち、生物多様性の評価は、取組に対する効果程度を定量的に計測し、それを

加除することができないことから、保全のための努力を評価することとし、実施した保全に資する取組に応じて加点する仕組みとしています。そのため、評価項目には、長期の中干しを含め、生物多様性に負の影響を及ぼし得る取組を含みません。

しかしながら、地域の生物相を踏まえ、GHG 削減のために中干し期間の延長を行ったことにより、当該地域の生物の保全に悪影響が想定される場合は、地域内でビオトープや中干しをしない水田を確保することや、作期分散により中干し時期を分散すること、またほ場単位では江を設置するなど、トレードオフの解消のための対策を検討することを推奨しています。

水稻栽培において温室効果ガス低減技術を導入する際の留意点については、6－9も併せて参照ください。

【3 温室効果ガスのデータ入力】

（農薬・肥料）

3－1 市販／手作りの有機質肥料を使っている。N、P、Kの入力も必要か。

有機質肥料の投入量は、堆肥の項目に入力してください。

3－2 ペレット堆肥を使っているので、重量が軽い。算定にあたり留意する点はあるか。

堆肥量は、通常の堆肥（水分含量 50%）を想定した入力になっています。ペレット堆肥の場合は、水分含量を確認するなどし、できる限り、水分含量を考慮して補正した重量を入力してください。

3－3 希釈するタイプの農薬の場合、使用量は何を入力したらよいか。

購入時の重量ベースでの農薬使用量を入力してください。

3－4 有機 JAS 適合農薬を使っているが、これも入力が必要か。

農薬については、有機農産物の日本農林規格（J A S 1605）で使用禁止資材の除外となっている農薬（同規格表 B. 1 に掲げるもの）が、製造時に温室効果ガスの排出がない、あるいは、包装や輸送を含めた環境負荷が生じないという根拠はないことから、本算定シート（温室効果ガス簡易算定シート）では入力対象としています。

3-5 有機質肥料は、たい肥として入力するようにとの記載があるが、有機 JAS 適合の 100%有機肥料（ぼかし肥料など）については、商品に N・P・K の比率がある場合も「たい肥」として入力してよい。

有機肥料は、N・P・K の比率がある場合でも、堆肥の項目に 10a 当たりの使用重量を入力してください。

3-6 購入種苗に含まれる肥料や使用された農薬は入力すべきか。

購入種苗に含まれる肥料や使用された農薬の使用量が把握できる場合は使用量として入力してください。特に、本圃での肥効を意図して育苗倍土に化学肥料が施用されている場合は、使用量を把握するよう努めてください。

3-7 展着剤や成長調整剤、天敵農薬は「その他農薬」として入力が必要か。

展着剤や成長調整剤、天敵農薬は、現在の簡易算定シートでは入力項目がないため、入力は不要です。

（プラスチック）

3-8 生分解性プラスチックを使用しています。その努力は反映されますか。

生分解性プラスチックについては、その製造段階の CO2 排出量などが不明であることから、現段階では、使用量に応じてその他プラスチックに使用量を入力するか、標準値を選択してください。

3-9 プラスチック資材はどのようなデータを指すのか。

ハウス用ビニルシートやマルチシート、育苗ポット容器、等の使用量を指します。「農業用塩化ビニルフィルム」には農ビを、「その他プラスチック類」には農ポリ等農ビ以外のビニール製品の使用量を入力してください。ハウス用ビニルシートなど複数年使用されるものは、耐用年数を考慮して 1 年あたりの使用量を推計してください。

（化石燃料・電力使用量）

3-10 バイオディーゼルやバイオガス、バイオエタノールなどバイオ燃料を使った場合、どのように入力すればよい。

バイオ燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量は近似的にゼロとみなしており、軽油やガス等の使用量からバイオ燃料分は控除して入力してください。なお、バイオ燃料の扱いについては、今後の動向を鑑みて修正することがあります。

3-11 風力発電や太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した場合、どのように入力すればよいか。

再生可能エネルギーからの温室効果ガス排出量は近似的にゼロとみなし、再生可能エネルギー由来のエネルギー分は控除して入力してください。

3-12 LPGではなくLNGを使っています。

LNGは都市ガスに入力してください。

3-13 家から圃場への移動や、肥料等資材の購入のための移動に係るガソリン・軽油の使用量も、簡易算定シートに計上する必要はあるか。

当該農産物の生産に係るエネルギーは、基本的に全て算定に含めることとし、①自宅や法人の事務所と圃場間の移動（通勤）、②農薬・肥料等の資材購入のための移動、③収穫後における倉庫等までの移動、④圃場が複数ある場合の圃場間の移動に係るガソリンや軽油等についても、算定シートに入力してください。

なお、複数の品目を栽培しているなどにより、他の農産物栽培にかかった分も含む総使用量のみが分かる場合の対応については、3-17を参照してください。

（その他）

3-14 収穫量のデータが無いが、出荷量で代替してもよいか。

出荷量での代替は可能です。

3-15 （米算定シートの）秋耕は具体的にいつまでにすき込めば、秋耕ありとしてよいか。

当該作の前年において、「11月末」もしくは「収穫後30日程度」のいずれか遅い方の時期までに作物残さをすき込んでいれば、「秋耕あり」を選択してください。

なお、上記の整理は、見える化の運用における2025年4月時点のものであり、今後、科学的知見の蓄積状況等を踏まえ、運用を見直す可能性があります。

3-16 入力データは、金額と使用量のどちらを使う方がよいのか。

金額だと資材等の単価の変動による影響を受けやすいので、できるだけ使用量を優先して入力してください。なお、肥料については重量の入力のみ可能です。

3-17 複数の農産物を栽培しており、軽トラックの燃料等の使用量を品目ごとに把握していない。標準値を選択してよいか。

車両や機械の燃料など、他の農産物栽培にかかった分も含む総使用量で把握している場合においても、極力、自らのデータの入力をお願いします。このような場合、品目毎の栽培面積、収穫量、車両や機械の使用時間、あるいは出荷金額等に基づき、按分を行って推計値を求め、算定対象の農産物分の使用量として、算定シートに入力することも可能です。

按分方法によって推計使用量に大きく差が出る場合は、実態と乖離して環境負荷が低い評価とならないよう、想定される範囲で環境負荷が大きくなる方法を選択する等の工夫が必要です。

3-18 環境負荷低減の取組を行った項目のみ自らのデータを入力し、その他は標準値を選択して算定を行ってもよいか。

ご自身で使用量を把握している項目については、標準値ではなく自らのデータを入力いただく必要があります。

GHGの排出量を小さく見積もるために意図的に標準値を選択することや、低減技術のオプションだけ選択することは不相当と考えます。このような事例があった場合は、所要の改善指導の対象になり得ます。

なお、複数の品目を栽培しているなどにより、他の農産物栽培にかかった分も含む総使用量のみが分かる場合の対応については、上記3-17を参照してください。

【4 温室効果ガスの算定結果の解釈】

4-1 算定結果が、10aあたりと10kgあたりで星の数が異なっていた。どう解釈すべきか。

農産物は、収量の変動が大きいことから単位圃場面積あたり（10aあたり）の評価を認めています。他方、生産効率を改善することで温室効果ガス削減の努力をしている生産者も評価する観点から、作物重量あたり（10kgあたり）での評価も可能としています。算定シートでは、どの等級を使用希望するかを選択しますが、面積あたりと重量あたりの両方を選択することも可能です。なお、等級の根拠を問われた場合には、どちらを採用しているかを含め説明する必要があります。

4－2 取組の前後で、作付面積あたりの温室効果ガス排出量は低減したが、生産物重量あたりの排出量が増加した。なぜか。

削減の取組により取組前より収穫量が低下した場合、製品重量あたりの排出量が比較対象より増加する場合があります。

4－3 標準値と比較して、農地 10a あたりの温室効果ガス排出量は小さいが、農作物 10kg あたりの排出量は標準値より大きい。なぜか。

地域の平均収量と比べてご自身の入力データの収量が低い場合、製品重量あたりの排出量が相対的に大きくなり、標準値より大きくなる場合があります。

【5 ラベル表示・記述の併記】

（加工食品への表示）

5－1 GHG 削減に寄与する取組をした原材料を使用した加工食品に等級表示をすることは可能か。またその場合、別途の申請が必要か。

可能です。詳細については、本ガイドライン第2部 3(4)③を御参照ください。

5－2 等級を取得した農産物を他社で加工する。加工した者がラベル表示をすることは可能か。

ラベル表示できる者については、ガイドライン中に特段の規定はありません。加工者が表示することも可能です。

5－3 加工品（例えばレトルトカレー）を製造した場合、主な原材料に複数の見える化野菜を記載する場合の記載例、ラベル表示について教えてください。

加工食品については、加工や調理のプロセスを含めた加工食品自体が評価を受けたものとの誤認を与えないようにする必要があり、「この〇〇（加工食品名）に使用されている□□（原材料である1次産品名）は温室効果ガス削減貢献の取組により栽培されたものです」などの記載とともにラベルを表示することとしています。例えばカレーの場合、〇〇はカレー、□□には該当する全ての「見える化」をした野菜を記載可能です。なお、表示したラベルの対象が、使用する一次産品の全量でない場合は、「この〇〇に使用されている□□の50%以上」と使用割合を明示するなど、消費者が誤認しないよう留意してラベル表示する必要があります。詳細はガイドライン第2部 3(4)③をご確認ください。

表示するラベルは、対象となる全ての農産物の等級数が同じ場合、一つで構いません。品目により星数が異なる（例えばたまねぎが★1 でニンジンが★3 など）場合、

全てのラベルを並べて表示する、あるいは最も低い等級のラベルのみを表示することが可能です。

（記述等を併記する場合の留意点）

5－4 製品にラベルとともに〇%削減と記載することはできるか。

本ガイドラインに基づく GHG 算定では、慣行栽培を想定した標準排出量からの差として、削減貢献率を算出しており、比較対象を明示する限り、記載は可能です。

5－5 登録番号の併記はどのようにしたらよいか。

登録番号の併記は任意です。併記する場合の位置については、消費者が認識しやすい位置であれば、必ずしもラベルの近傍でなくても構いません。（ガイドライン第2部別記1 ラベルデザイン使用ルールも参照ください。）

5－6 ラベルとともに「農林水産省登録」と記載してよいか。

「農林水産省登録」のように、農林水産省への登録であることのみを切り出した文言をラベルに併記することはできません。「登録」という文言を用いる場合は、他の農林水産省への登録の仕組みと混同しないよう、付与された「見える化」の登録番号を併記してください。（詳細は、ガイドライン第2部別記2 ラベル表示例を参照ください。）

5－7 ラベルとともに「認証」と記載してよいか。

「認証」と記載することはできません。本ガイドラインに基づく等級ラベル表示の運用は、取組の裾野を広げる観点から、第三者による判定や検証を必要としない自己宣言表示としています。「公認」や「認証」ではありません。

5－8 農林水産省のロゴと一緒に表示してよいか。

「農林水産省」又は「MAFF」のロゴは、原則として農林水産省以外の者が使用することはできません。

5－9 企業ロゴと一緒にラベル表示してもよいか。

可能です。ただし、等級ラベルの一部を隠したり、等級ラベルが欠損する形での表示は認められません。（ガイドライン第2部別記1 ラベルデザイン使用ルールも参照ください。）

（表示主体について）

5-10 等級を取得した個人や会社名を製品に明示する必要があるか。

等級取得者（社）名の明示は必須ではありません。ただし、消費者等から、算定結果やその根拠について照会があった場合には、算定者・等級取得者（社）等、説明できる方が対応する必要がありますので、製品に表示される者（社）がその旨を認識している必要があります。

5-11 商品へのラベル表示は農業者や農業者団体が行うべきか。

ラベル表示を行う方は、農業者や農業者団体に限りません。算定者以外の方が商品に表示を行う場合は、ラベル表示をする前に、算定者の合意を得て、算定結果の入手経路、及び算定結果が保管されていることを確認しましょう。

いずれの場合においても、取組の透明性を確保するため、外部からの照会に対して、説明できるようにしておくことが重要です。

（その他）

5-12 米を栽培している。多様性保全のラベルも必ず表示しなくては行けないか。

米について、生物多様性保全の評価は必須ではなく、温室効果ガス削減の貢献の評価だけでもラベル表示可能です。

5-13 なぜ、生物多様性保全の評価だけでラベル表示することができないのか。

温室効果ガスについては、吸収・削減に効果のある技術とその効果を算定する定量評価の手法がある程度確立していることから、「見える化」の等級ラベルでは、これら技術に取り組んだ成果を簡易算定して等級化しています。一方、生物多様性保全については、水田作では営農上の取組とそれによる保全効果について一定程度確認されているものの、生物多様性を定量評価する手法が十分に開発されておらず、取組に対する効果の程度を一律の基準で測ることが困難なことから、取組数に応じた評価としています。こうした違いを考慮し、生物多様性保全の評価は、温室効果ガス削減の貢献の評価を行った場合の追加的指標として運用することとしています。

5-14 「見える化」ラベルやチラシ、POP 等は農水省が提供しているのか。

HP (https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/label.html) にラベルデータや POP のテンプレートを掲載しておりますので、パッケージへの印刷やチラシ・POP、Web ページへの掲載等にご活用ください。各農業者や事業者にて、使

しやすいサイズ等で作成をいただく事例も増えてきています。文言等の相談はお気軽に各農政局や地域拠点等へご相談ください。また、予算の範囲内にはなりますが、資材の提供もいたしますので、各農政局や地域拠点等を通じて個別にご相談ください。

【6 運用全般】

6-1 ガイドラインには、信頼性確保の手段として、改善指導と景表法による措置命令の記載があるが、違いはなにか。

ガイドラインに記載の措置命令は法律（景表法）に基づくものですが、「改善指導」は本ガイドラインの中で求めるものであり、法的な仕組みに基づくものではありません。

6-2 不適切な表示を行った場合の罰則等はあるか。

他の一般的な表示と同様に、景品表示法の措置命令の対象となり得ます。

6-3 GHG 削減の等級表示における閾値は、削減率 5%以上で星 1 つ、10%以上で星 2 つ、20%以上とされていますが、将来的に変わる可能性はあるか。

有識者検討会でも、2050 年のカーボン・ニュートラルに向けて、目標を徐々に高くすべきとの指摘も受けており、運用状況も踏まえて見直す可能性があります。

6-4 農業者が算定して等級ラベルを付けた農産物を販売した場合、販売者も等級の説明責任を求められるか。

基本的には算定者が説明責任を負うべきですが、販売者も消費者の選択と理解に資するよう等級ラベルの意味や等級に貢献している低減技術の説明などを積極的にすることが期待されます。農水省でもチラシや POP のデザイン例の提供もしています（5-14 参照）ので、ご利用ください。

6-5 自己宣言による環境主張は、ISO14021 タイプ II 環境ラベル表示としてルール化されており、環境省が発行した「環境表示ガイドライン」に要件が整理されているとのことだが、見える化のガイドラインに基づいた等級ラベルは自動的に ISO や環境省ガイドラインにも従ったことになるか。

本ガイドラインに沿った算定・表示を行っていることのみをもって ISO14021 に準拠しているとは言えません。

6-6 算定や算定結果の報告をできるのは農業者や農業者団体のみか。

算定を行い、農林水産省に結果を報告いただく方は、農業者や農業者団体が多いと想定していますが、限定するものではありません。例えば、小売事業者等が農業者と連携するなどして、算定に必要な栽培データを集め、算定を行うケースもあります。農林水産省への報告については、算定された方／団体が行うのが基本です。

6-7 見える化ガイドラインは GHG プロトコルとは直接的に関係あるか。

見える化のガイドラインは当省が作成したものであり、GHG プロトコルと直接的な関係性はありません。

6-8① J-クレジットを取得した。「見える化」の等級ラベルも表示することはできるか。

6-8② J-クレジット制度への参加を考えている。「見える化」の等級ラベルを表示することはできるか。

本ガイドラインで算定している GHG 「削減貢献量」と、J-クレジット制度等のカーボン・クレジット制度で算定している GHG 「排出削減量」は異なる主張であるため、同じ GHG 排出削減の活動（中干し期間の延長、バイオ炭の農地施用等）を行った場合においても、本ガイドラインで算定している GHG 「削減貢献量」と、J-クレジット制度で算定している GHG 「排出削減量」の両方で算定を行うことが可能です。ただし、等級ラベル表示と J-クレジット制度への参加を両方行う場合はその旨の表示を行う必要があります。

表示の際の注意点は、ガイドライン第1部 25 頁、第2部 2（3）③及び別記 2—1 をご確認ください。

6-9 水稻を栽培している。自らの栽培に新たに温室効果ガス低減技術を取り入れる場合、留意することはあるか。

生産段階における GHG 削減対策は、他の環境負荷とトレードオフの関係となる可能性があることに留意が必要です。例えば、水田において、GHG 削減のために中干し期間の延長を行ったことにより、当該地域の生物の保全に悪影響が起きる場合があります。このような場合、地域の生物相を踏まえ、地域内でビオトープや江を設置することや、作期分散により中干し時期を分散するなど、トレードオフの解消のための対策を検討することが推奨されます。

また、食品安全の観点から、カドミウム濃度の高い地域では、出穂期前後各3週間における湛水管理等を行うことが重要であり、中干しは7日から10日前後にとどめる必要があることから、こうした地域での中干し期間の延長の取組の可否については、地域の実情等に応じて慎重に判断する必要があります。